

# 第42回山口県環境衛生研究大会 第1課題 報告書

報告者 尼崎美奈子

**第1課題** 「学校環境衛生、保健委員会、薬品管理」～より良い学校環境をめざして～

## 1.発表

発表1. 「学校環境衛生検査の一部改正について」

山口県学校薬剤師会 副会長 河添真一

【概要】 学校保健安全法の定めるところにより、学校における児童生徒等及び職員の健康の維持増進を図るため、学校の設置者、校長、学校三師はそれぞれの職務を果たさなければならない。学校環境衛生検査は、学校保健計画に組み込まれ、学校環境衛生基準に照らして適切かつ確実に実施されなければならない。今年度一部改正された学校環境衛生基準の改正点とその内容について解説する。

1.「温度」 10℃以上～30℃以下が望ましい →(改) 17℃以上～28℃以下が望ましい

これは従来の学校環境衛生基準よりも厳しいビル管法の基準と統一された値となっている。また、温度、相対湿度の測定について、必ずしもアスマン通風計を使用する必要はなくなった。0.5℃刻みで測定可能な温度計でも測定することができる。

2.「浮遊粉じん」 0.10mg/m<sup>2</sup>以下 →(改) 検査の結果が著しく基準値を下回る場合は、以後教室等の環境に変化が認められない限り、次回からの検査について省略できる。

3.「照度」 コンピュータ教室等の机上の照度  
→(改) コンピュータを使用する教室等の机上の照度  
文言の変更のみ。

4.「水道水を水源とする飲料水」 全有機炭素(TOC)の量又は過マンガン酸カリウム消費量  
→(改) 全有機炭素(TOC)の量のみ

専用の機器によって測定することが求められる。機器が高額のため対応可能な地域学校薬剤師会は限られるのではないか。各自治体において、プールの総トリハロメタンの測定等と同様に検査会社に依頼するなどの対応が想定される。またその場合の検体のサンプリングの方法、手技についても留意して、検査方法を検討する必要がある。

5.「教室等の備品の管理」 机、いすの高さ →(改) 項目削除

年一回、学校で実施されていた「机、いすの高さ」の適合検査については、不適合を、年間を通して把握、改善する必要があるという観点から定期検査項目からは削除となった。

#### 6.「水泳プールに係る基準」 総トリハロメタン

→(改) プール水を一週間に一回以上全換水する場合は検査を省略することができる。

トリハロメタンは使用開始から1, 2週間経過した頃から生成されるので、1週間以内に全換水すれば生成はないものとみなされるためと解釈される。

#### 7.「日常における環境衛生に係る基準」 教室等の環境 温度

→(改) 17℃以上～28℃以下が望ましい

教室の温度については、今後順次にエアコンの設置がなされていくことになると思うが、エアコン使用に当たっては、冬場の乾燥対策の加湿の問題、カビ対策の問題なども考慮する必要がある。

**【まとめ】** 文部科学省より「学校環境衛生管理マニュアル 学校環境衛生基準の理論と実践 平成30年度改訂版」が、8月中には全国学校施設に配布の予定。学校環境に関するQ&Aについて、山口県学校薬剤師会HPにアップしているので参考にされたい。

学校環境衛生管理は、毎日学校で行われている日常点検からの気付きから、定期検査、臨時検査へと繋げるのが理想的である。日頃から、些細な気付きでも記入して残しておくことが安心安全な学校環境維持へとつながる。また環境衛生検査は、検査数値の可否を問うものではなく、普段通りの環境を把握するために実施するものであるため、そのように対応されるようお願いする。

#### 発表2. 「健康的で快適な学校環境をめざして ～合い言葉はABC～」

美祢市立大嶺小学校 教頭 池上一実

**【概要】** 美祢市立大嶺小学校は山口県のほぼ中央に位置し、全校児童369人17クラスの中規模校であり、「大嶺小のABC」として、「当たり前のことを、おろそかにしないで、ちゃんとする」をモットーに日々学校教育活動を実践している。昨年度、山口県学校環境衛生優良校表彰を受け、その受賞要因の一つである冊子「大嶺小学校教育計画」と、学校環境維持のために教職員、児童、保護者が一体となって取り組んでいる活動の実践例を紹介する。

#### 1. 学校薬剤師との連携と教職員の取り組み

学校薬剤師が行う定期検査の結果や指導助言の内容を養護教諭がプリントにして全教職員に配布したり、職員会議で口頭にて伝達したりしている。学校薬剤師の指導助言を全教職員が共有理解することで学校環境衛生の維持、改善を組織的に実践していける。

安全点検は毎月 1 回、全教職員で校務分掌により分担して校舎内外の点検を行っている。日常点検、環境衛生活動については、担当者から教頭や養護教諭にただちに連絡し情報共有することとしている。児童にも異常を発見した際には直ちに教師に報告するよう指導している。子どもの視点はとても貴重で、大人の気づかない新たな発見をする場合もある。エピペン、救急蘇生法等の職員研修はできるだけ早い時期に実施している。全教職員が一同に同じ体験をすることが必要だと考える。

## 2. 冊子「大嶺小学校教育計画」の作成

昨年度、優良校受賞の理由の一つとなった「大嶺小学校教育計画」の紹介。この一冊で教育、健康、環境、危機対応についての管理を一元化し、項目をお互いにリンクさせることで、全職員が共通理解、共通認識を持つことができている。毎年度末の再編集にあたっては、日々変化する新しいトピックを取り入れてリニューアルしながら、マンネリ化を防いで継続的な実践につなげている。また実践の反省から、良かった点、悪かった点を反映したものをその年の年度末に再編することにより、新年度に時間的ゆとりができ、年度当初に起こりやすい保健や生徒指導上の諸問題への対応が早くなされるという利点がある。大嶺小ABCの実践の手引き書となっている。

## 3. 児童会活動、PTA活動、学校運営協議会

大嶺小のABCでは、児童の視点を大切にしている。委員会活動として今必要なことは何か子どもの目線にとらえさせ、児童のアイデアで活動が出来るようにしている。また、PTA主催の清掃活動の他に、大嶺小応援団と称して保護者から支援者を募集し、校舎内外の環境保全活動の協力を得ている。学校環境衛生の維持のためには保護者の協力は不可欠であり、保護者の力の活用が今後の課題である。

**【まとめ】** 管理職の立場から、学校環境衛生活動を維持するために、4つのキーワードをまとめる。1.教職員の異動をチャンスに～異動があったとき、新しい方の小さな気付きがマンネリ化を防ぎ、新しい風を起こすきっかけとなる。2.法令の改正があったとき、あるいは事件事故が起こったとき～改善に向けてすぐに対応できるように。日頃から小さな変化も大切に。3.子どもの視点を大切に～子どもの気付きを知ると同時に、子どもたちに「してもらっただけではなく、自分たちでもやるんだよという気持ち」を指導していく。4.地域連携の力で～子どもは地域の宝であり、応援団である保護者や地域の方々の力を活用するという視点が大切となる。

大嶺小のABC～計画的に、組織的に、継続的に。迅速に、きめ細やかに。児童、教職員、そして地域。

### 発表 3. 「理科薬品等の適正な管理について」

山口県教育庁高校教育課 指導主事 河内 満

【概要】理科の授業において使用する理科薬品等の適正な管理、保管上の要点確認と毒物、劇物、危険物および特定化学物質、さらには警察庁から依頼のあった「爆発物の原料となり得る化学物質（指定 11 品目）」の管理等について解説する。

#### 1. 薬品管理基準の要点・管理上の留意点

- 学校の理科薬品点検は必ず年 3 回実施する。(前後期 2 学期制の学校も年 3 回) その際は校長、副校長または教頭など管理職が立ち会う。点検票 20 項目の記録を残す。
- 毎年 11 月 11 日前後には学校薬剤師による、毒劇物の管理保管に関する総点検を実施。

#### 2. 「適正な理科薬品の管理と安全な理科実験の手引」～山口県教育委員会 の活用

(平成 7 年 10 月作成・平成 12 年 10 月改定・平成 19 年 5 月一部改定)

(電子版も学校に配布済み、山口県教育庁HP 高校教育課 pdf ファイルダウンロード可能)

- 毒物、劇物、危険物、特定化学物質の対象となる薬品の検索について  
国立医薬品食品衛生研究所のHPや、「毒物及び劇物取締法」で確認
- 帳簿は、ア、薬品保管使用簿（必須・理科室管理）、イ、薬品出納簿（必須・主に事務室管理）、ウ、薬品使用票（必要に応じて）がある。

薬品購入→薬品出納簿に記入→薬品保管使用簿に記載→薬品使用票の整備

→（使用時の計量）→薬品使用票に記入→すみやかに薬品保管使用簿に記載

一般薬品の帳簿と毒物、劇物、危険物、特定化学物質の帳簿は別冊とすること。

転記はすみやかに行い、日付が前後しないように注意する。

- 薬品の重量は容器毎の風袋込で記載する。(小数点以下の量については決まりなし。各学校の実態に応じて記載) 特に揮発性のある薬品等は現存量をこまめに測定しておく。
- 希釈薬品も濃度によって毒物劇物の扱いとなるので、なるべく残量がないように調製する。
- 廃液、不要薬品の廃棄は産業廃棄物として、認可を受けた専門業者を通じて行うこと。
- 地震等の対策（引き戸の薬品庫、転倒防止金具の取り付け、落下防止の棧、薬品瓶ケースの活用等）

#### 3. 「爆発物の原料となり得る化学物質（指定 11 品目）」の管理（平成 27 年に各校に通知）

- 指定 11 品目について、帳簿管理が必要となる。他の薬品保管使用簿と別冊である必要はないが、インデックス等を付けて一目でわかるようにする。
- 指定 11 品目には肥料として使用されるものもあるので、肥料であっても同様に帳簿管理す

ること。

- ・警察の立ち会い点検を年1回実施する。

## 2. 協議内容

質問 発表2「健康的で快適な学校環境をめざして」について、「学校探検」の具体的な内容についてお聞きしたい。

回答 学校探検では、特別教室の使用目的や使い方についての指導を行っている。

質問 理科薬品の管理について、「薬品使用票」は、整備、保管の必要はないのか。

回答 薬品使用票は薬品管理簿の補助簿であるので、薬品使用票を活用した場合には、薬品管理簿と同様に整理、保管しておくこと。

質問 購入した薬品について、薬品出納簿では薬品の重量で記載、薬品管理簿では風袋込み重量での記載となり、混乱をきたしている。検討すべきではないか。

回答 現状では、理科準備室において薬品管理簿に記載する段階で、風袋込み重量を測定しなおして記載することとなっているので、その通りに実施する。今後の検討課題とさせていただきます。

質問 理科薬品の定期点検（年3回）についても、校長等の管理職の立ち会いが必要か。

回答 その通り。さらに11月11日前後の毒劇物の管理保管に関する総点検は、必ず立ち会うこと。

質問 「大嶺小学校教育計画」の作成について、年度末に振り返りを行うことは理想的であるが、管理職の立場からどのように音頭を取られているかお聞きしたい。

回答 通常は年度当初に起案されることが多いが、その立ち上がりを年が明ける前後（12月～1月）に、教務が中心となって声かけをして新年度の起案をし、上がってきたものを管理職の方で内容を確認している。ただ、急に材料は集まらないので、常日頃から年度担当者に事案のその時々々の反省や材料をとっておいて活用するように指導、声かけをしている。

## 3. 指導助言

日本薬剤師会 常務理事・学校薬剤師部会部会長 村松章伊  
山口県学校薬剤師会 顧問 中本光子

今回、学校環境衛生検査基準の一部改正をするにあたり配慮した点について、教室等の温度については「～望ましい」基準、となっていることである。一酸化炭素のように「～であること」基準は「必ず守る、守らなければ児童生徒に健康被害が及ぶおそれがある」という基準であり、「～望ましい」基準の場合は「直接的な影響はないが環境を配慮する上で望ましい」、また学校単独で環境を変えることが難しいものが、「～望ましい」基準となっている。8月末までに各学校に配布される、「学校環境衛生管理マニュアル 学校環境衛生基準の理論と実践 平成30年度改訂版」を活用されたい。学校環境衛生の維持については、日常点検や教職員の日頃の気付きを学校薬剤師に伝えることが環境管理につながっていくと考える。理科薬品の適正な管理については、やはり「記録を残しておく」ということが最重要である。原因の究明はもちろん、自身を守るということにもつながるので管理を徹底してほしい。(村松先生)

薬品については、理科薬品以外にも、農業高校等で取り扱う薬品や、保健室の薬品があるので、温度、遮光等の保管管理の状況についても一度確認をお願いしたい。また優良校受賞された大嶺小学校においては学校環境衛生の維持活動を通して、子どもたちが自分で健康を守るための力を培うことを大事にされ、素晴らしい取り組みをされていると感じている。子どもたちを取り巻く環境と言えば、最近ではスマホなどのブルーライトによる視力障害が取りざたされている。学校保健委員会等でもこれを取り上げ、時事に応じた学校保健を考える必要がある。さらに今夏のような記録的な暑さ対策や、地域ごとに異なる災害対応等、今後一層、地域を挙げての対応が求められることとなる。(中本先生)